また、船員教育訓練機関等の卒業者の早期離職等、船員教育訓練機関等から社会・職業生活への移行が必ずしも円滑に行われていない状況が見られる中、社会に出てから顕在化するこれらの問題に対する事後的な対応にとどまらず、未然に防止するための対策としても、在学段階から次に示すような体系的なキャリア形成支援の充実が求められる。

①　職場体験等を通じた職業意識の形成支援

青少年が適職選択を行うためには、自らの適性や興味・関心、職業とのかかわり等に対する理解が前提となることから、在学段階から職業意識の形成支援を行うことが重要である。

そのため、地方運輸局が業界団体等と連携し、在学時の早期から、船員経験者等による出前講座を実施し、海運の重要性や意義、船員という職業の実態等を説明したり、船内見学会やインターンシップ・職場体験に参加する機会を設ける等、船員に対する理解を醸成する取組を推進する。

②　船員に係る労働法制に関する基礎的知識等の周知啓発

船員になろうとする青少年の就職活動時や就職後のトラブルの防止のためには、船員に係る労働法制（以下「船員労働法制」という。）に関する知識等の理解を深めることが重要であり、地方運輸局と船員教育訓練機関等との連携・協力により、学生・生徒に対して船員労働法制に関する知識等の周知を図ることが求められる。

このため、法において、学生・生徒に対する労働に関する法令に関する知識の付与について規定されたことも踏まえ、地方運輸局による船員労働法制に関する基礎的な知識をまとめた冊子の提供等を積極的に行うとともに、船員教育訓練機関等に対しては、インターンシップ・職場体験の実施の前後や学生・生徒の進路決定の際など、適切な機会を捉えた船員労働法制に関する知識等の付与に係る取組の周知を図る。

さらに、地方運輸局は、船員労働に関するトラブルに適切に対処できるよう、地方運輸局が相談窓口となることを周知する。

㈡　ニーズ等を踏まえた適切な教育訓練の実施

船員として働くにあたっては、一般的に海技免許等の資格が求められることから、青少年が船員という職業を選択するためには、こうした資格等を取得するための教育訓練を適切に受けられることが必要である。

このため、船員教育訓練機関における、その時々のニーズ等を踏まえた適切な教育訓練の実施、志望者数や雇用情勢等を踏まえた入学定員の適切な維持・拡充等に取り組む。

㈢　マッチングの向上等による学校卒業見込者等の職業生活への円滑な移行、適職の選択及び職場定着の支援

我が国の若年失業率は、国際的に見て相当低い水準に留まっているが、その背景には、船員教育訓練機関等の卒業前に就職先が決定し、企業で継続的に人材育成を行う学校卒業見込者一括採用があると考えられる。この仕組みは、事業主にとっても学校卒業見込者にとってもメリットがあり、一定の合理性を持つ雇用慣行として我が国で広く定着してきたところである。

したがって、青少年の円滑なキャリア形成のためには、特に船員教育訓練機関等の新規卒業時の職業選択が重要であり、次のとおり適職の選択を行うことができる環境の整備が必要である。

①　船員教育訓練機関等から職業生活への円滑な移行のための支援

船員教育訓練機関等から職業生活への円滑な移行には、船員という職業を正しく理解し、関心を持ってもらうことが必要であり、地方運輸局は学校等と連携・協力し、地域の船員教育訓練機関等や学生・生徒のニーズに応じた支援を行う。

地方運輸局は、学校卒業見込者等と企業とのマッチングを図るために、規模や業種の異なる多数の海運企業が参加するセミナー等を開催し、企業関係者から直接説明を受けることで的確な情報を入手し、学校卒業見込者等の適正な企業選択が可能となるような支援を講じる。

卒業間近になっても内定を得られていない学生・生徒に対しては、セミナー等への積極的な参加を促すとともに、卒業までに内定を得られるよう、関係省庁との連携の下で、地方運輸局において就職支援を行うとともに、就職先が決まらないまま卒業した者に対しても、地方運輸局において継続して就職支援を行う。

地方運輸局は、学校卒業見込者等に対して就職支援を行う際に、地方運輸局が船員労働に関するトラブルに巻き込まれた際の相談窓口となることを周知する。

②　既卒者の応募機会の拡大に向けた取組の促進

青少年の募集及び採用に当たっては、卒業後の経過期間にとらわれることなく人物本位による正当な評価が行われるよう、学校卒業見込者等の採用枠について、既卒者が船員教育訓練機関等卒業後少なくとも三年間は応募できるように努めること、できる限り上限年齢を設けないようにすること等について、法に基づく「船員に関する青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、無料船員職業紹介事業者等その他関係者が適切に対処するための指針」（平成二十七年国土交通省告示第千三十号）に定めたところである。この指針を活用し、事業主への周知・啓発、指導を着実に実施することにより、船員教育訓練機関等卒業後の一定期間は「新卒」扱いとする、通年採用を拡大する等の既卒者が正規雇用に応募する機会を広げる取組を促す必要がある。

また、地方運輸局は、一般の学校等の卒業生で、船員という職業に関心を持った者に対しては、海上技術短期大学校や、民間養成施設（六級海技士第一種養成施設）等について積極的に紹介する。

③　マッチングの向上に資するための労働条件等の明示の徹底及び積極的な情報提供の促進

事業主から示される労働条件等は、学校卒業見込者等が就職先を決定する際の重要な情報であるが、募集時に示された労働条件等と雇入契約等締結時に明示された労働条件等が異なる等、労働条件等をめぐるトラブルが発生している現状に鑑み、船員法（昭和二十九年法律第百号）、船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）等の労働条件等の明示に関する規定等の周知徹底を図る。

また、労働条件等をめぐるトラブル等に対し、法令等に基づく行政指導を実施してもなお、個々の事業主と労働者の間の紛争が解決しない場合には、地方運輸局による個別労働紛争解決制度等が利用できることを周知するとともに、地方運輸局は必要に応じて相談等に適切に対応する。

さらに、マッチングの向上のためには、労働条件等に加えて、職場の就労実態に係る情報が提供される環境の整備が重要である。このため、法第三十三条に規定により読み替えて適用される法第十三条及び第十四条に規定する青少年雇用情報の提供について履行確保を図るとともに、地方運輸局が学校卒業見込者等求人（法第十一条に規定する学校卒業見込者等求人をいう。）の申込みを受理するに当たっては、求人者に対して、全ての青少年雇用情報の提供を求めていく。

また、地方運輸局においては、青少年雇用情報の求めを行ったことを理由とした不利益取扱いに係る相談への対応、学校卒業見込者等が具体的な項目の求めを行った場合の事業主の対応等その他青少年雇用情報の提供の仕組みが学校卒業見込者等の適職選択に有効に機能するために必要な取組を進める。

なお、青少年雇用情報の提供は、学校卒業見込者等の適職選択のための措置であり、事業主及び学校卒業見込者等の双方に適正な対応が求められることについて周知を図っていく。

④　船員に関する労働関係法令違反が疑われる企業への対応

船員法等の法令違反が疑われる企業については、地方運輸局において監督指導等を行っていくほか、社会的に影響力の大きい企業については、地方運輸局が是正を指導した段階で企業名を公表するなど、実効性のある取組を行っていく。

また、地方運輸局は、法第三十三条の規定により読み替えて適用される法第十一条に規定する求人不受理の措置を着実に実施していく。